

## 木更津市福祉有償運送運営協議会 議事録

日 時 令和6年3月15日(金) 午後1時30 分から午後2時20分まで

場 所 木更津市役所 朝日庁舎 会議室 A1

出席者 会長 菊地 浩一

委員 手塚 真一

委員 中島 顯

委員 佐川 大輝

委員 佐伯 正美

委員 金子 昌史

事務局 木村 容子(高齢者福祉課長)

森田 一路(高齢者支援係長)

江島 章博(障がい福祉課)

加藤 文佳(高齢者福祉課)

### 【議事内容】

司会進行(森田)

定刻より早いですがご連絡のあった方全員お揃いとなりましたので、ただいまから、木更津市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

次に、課長の木村より挨拶を申し上げます。

事務局(木村課長)

(挨拶)

司会進行(森田)

本日清水委員につきましては、他の公務の都合により出席がかないませんので、ご報告させていただきます。また、荒木 太郎委員につきましては、NPO 法人 BRETHREN ブレスレンが、本日の登録更新申請に係る審議対象となっているため、議決に加わることができないことをご報告させていただきます。

配付資料の確認をお願いいたします。本日席に置かせていただいた、木更津市福祉有償運送運営協議会名簿、座席表、木更津市高齢者タクシー利用助成事業の3枚と、事前にお送りした、本日の次第、木更津市福祉有償運送運営協議会資料、登録更新申請書が1団体分となっております。

なお、この登録更新申請書につきましては、会議後に回収させていただきます。

事前にお送りした木更津市福祉有償運送運営協議会資料の4ページ、3. 木更津市高齢者

タクシー利用助成事業の(2)助成の表、利用枚数に一部誤りがありましたので、訂正したものを本日置かせていただきました。ご迷惑をお掛けして申し訳ございません。

次に、ご連絡でございます。この協議会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき、公開することとなっております。本日の傍聴人はございません。

また、会議録を作成する都合上、本協議会開催中は、録音をさせていただくことを、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、本会議の議事につきましては、木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第1項の規定により、会長が議長となり、次第に沿って、議事を進めるところとされております。それでは、菊地会長お願いいたします。

#### 議長(菊地会長)

規定により、議長を務めさせていただきます。

レジュメにありますとおり、事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局(木村課長)

私からは、「移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について」、ご説明させていただきます。お手元の「木更津市福祉有償運送運営協議会資料」の2ページ、資料2をご覧ください。本市における移動制約者の状況は、令和4年度末で要支援者、介護認定者及び身体障害者など、あわせて16,863人となっております。この内訳は、要介護認定者が6,985人、障害者手帳の交付者などが9,878人です。これらの方々が、移動にあたり、何らかの制約を受けていると考えております。続きまして、資料の3ページをご覧ください。

本市では、移動制約者に対する福祉移送サービスとして、「福祉タクシー事業」、「福祉カー貸し出し事業」及び「高齢者タクシー利用助成事業」を実施しております。

始めに、「福祉タクシー事業」につきましては、「身体障害者手帳1・2級」及び「療育手帳Aの2以上の方」がタクシーを利用する場合に、乗車料金のうちタクシー利用券1枚につき500円を助成する制度です。タクシー利用券につきましては、一人あたり月3枚、年間で最大36枚を交付しております。また、腎臓機能疾患により人工透析を受けている方には、一人あたり月6枚、年間で最大72枚を交付しております。令和4年度の実績は、交付者が830人、交付枚数32,226枚、そのうち17,333枚の利用、利用率は53.8%でございました。

次に、「福祉カー貸し出し事業」につきましては、「身体障害者手帳」、「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方、及び「65歳以上の歩行が困難な高齢者」に対し、無償で貸し出しを行っており、1回の貸し出し期間は、3日以内としております。

令和4年度の貸し出し実績を申し上げますと、93件で、延べ119日間の利用です。

なお、この福祉カーにつきましては、電動ウインチ付きの「ホンダ・フリード」で対応しております。

続いて4ページをご覧ください。「高齢者タクシー利用助成事業」につきましては、対象要

件が、世帯全員が運転免許を有していない75歳以上の市民税非課税世帯に交付でしたが、令和5年度から一部対象を拡大して同居の家族に重度心身障害者の方または未成年者がいる方でも対象としております。

また、65歳以上74歳以下で、令和3年7月1日以降に、運転免許証を自主返納しており、市税の滞納がない方に対し、タクシー利用助成券を、一人あたり月3枚、年間で最大36枚を交付しております。

令和4年度の実績を申し上げますと、交付者が978人、交付枚数28,845枚、そのうち21,856枚の利用、利用率は75.8%でございます。

続きまして、6ページ、資料4をご覧ください。民間における福祉移送サービスの状況につきましては、NPO法人や社会福祉法人などにおける福祉有償運送として、昨年9月末までは、6団体が運営協議会の合意をいただき、「国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局」へ登録しておりましたが、10月以降は2団体が更新を希望しなかったため、現在は4団体が登録をされております。表をご覧いただき終了団体は、成亮会、望星会、小羊会でございます。

令和4年度の実績を申し上げますと、7団体において、福祉車両および一般車両29台を使用し、会員474人に対し、輸送人員は、延べ2,773人でございました。

本市では、登録事業者が減少する一方で、国では、施設入所などから、可能なかぎり地域へ移行するという考え方を示しております。障害のある方などが、社会参加をはじめ、外出する機会の増加に伴い、福祉移送サービスは多く求められてきております。

公共交通機関、特にタクシー事業者様や、登録されている事業者様には、福祉有償運送に関しまして、日頃よりご尽力をいただいているところであります。移動制約者に対する安全性の確保と利便性の向上は、福祉有償運送サービスが必要とされている現状はご承知いただいているとは存じますが、改めて福祉有償運送の必要性の説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長(菊地会長)

質問等ございますでしょうか。

佐川委員

参考までに教えていただきたいのですが、タクシー券が2種類あるという説明でしたが、重複する方もいると思うのですが、その場合には2種類貰えるということですか。

事務局(加藤)

はい。どちらかを一方を選択することになります。

佐川委員

他の自治体は利用率は、2割、3割の自治体があり少ないので、どうして木更津市は

多いのか秘訣はありますか。

事務局(加藤)

他の市では、1回の利用で2枚などの制限がありますが、木更津市では、一回の利用についてタクシー券の利用に制限がありません。この点かと考へます。

議長(菊地会長)

福祉有償運送についてタクシー事業者の方の意見はどうですか。

中島委員

富津は2枚ですが、木更津市では1回の利用で無制限なので利用される方が多いと思います。私ども事業者でもタクシー利用券を利用いただきおり大変ありがとうございます。

議長(菊地会長)

おつりはでないですか。支払方について教えてもらってもいいですか。

中島委員

おつりは出ません。600円だとすると、500円券1枚と100円を出す方が多いです。

議長(菊地会長)

他にございますでしょうか。なければ、団体の説明者入室となります。

(委員より質疑等特になし。)

(プレスレン入室)

議長(菊地会長)

資料の説明をよろしいですか。

NPO 法人 BRETHREN プレスレン

よろしくお願ひいたします。始めに、配布させていただいた資料に添付漏れがありました。運転者の免許の写しが1名漏れていました。後日提出させていただきます。

目次通りページの1ページから12ページが定款・登記事項・役員名簿でございます。

13ページが宣誓書です。14ページ、15ページが実際に使う車両と運転者の一覧です。16ページから22ページは、車検証等です。車両は6台です。23ページから43ページは、運転者の就任承諾書と免許証です。福祉有償運送のドライバーは、11人です。ドライバーには運転前と運転後にアルコール検査を行い、日誌に数値の記載をしております。44ページは誓約書です。45ページは運行管理責任者の承諾書です。46ページ、47ページは運行管理体制を記載した書類です。48ページは21名の方の旅客名簿です。一番利用されている用途は、

通院介護でございます。49 ページは自家用旅客運送者登録証です。50 ページから 55 ページは自動車保険の契約書です。56 ページ、57 ページは運行管理マニュアルです。58 ページから 62 ページは料金表等の書類です。契約の時、年会費を 3,000 円いただいて会員となってからご利用いただいております。63 ページから 74 ページは自動車賃貸借契約書です。以上です。

議長(菊地会長)

何かご質問ございますか。他の事業所と違うのは、精神障害者の方へのサービスだと思うのですがどうですか。

NPO 法人 BRETHREN プレスレン

はい。タクシー券を利用して頂いている方は、1 名は生活保護の方です。通院で利用していただいております。

中島委員

生活保護の方は生活支援課から事前に生活保護の方が使うという連絡がありますか。

NPO 法人 BRETHREN プレスレン

はい。相談がありまして、対応するという回答を行ったものです。

手塚委員

58ページでタクシー料金の 2 分の 1 などの記載が空欄ですがどうですか。

佐川委員

これ自体は、市独自の様式ですが、私共では言う立場ではないですが、目安は公開していますので、記載していただいた方が良いのでは。

NPO 法人 BRETHREN プレスレン

はい。本申請では、記載させていただきます。

議長(菊地会長)

では他にご質問ございますか。

佐川委員

2 点ほどよろしいですか。プレスレン様は、車両が 5 両以上ありますので特定事務所に該当し、おっしゃられた通り酒気帯び運転のチェックと記録を残す必要があります。加えて運行

管理者の受講義務が発生します。今は警察で安全運転管理者の講習が年1回ありますが、令和4年10月に制度改正があり、福祉有償運送はナスバと呼ばれる独立行政法人自動車事故対策機構で行う運行管理の一般講習を令和5年度までは猶予がありますが、令和6年度から2年に1度講習を受ける必要があります。忘れず受講して下さい。

NPO 法人 BRETHREN ブレスレン  
はい。かしこまりました。

佐川委員

2点目として、有効期限が23日までとなっております、申請期間が過ぎると失効してしまいますので、ご注意ください。自治体が発行する協議が整った書類は後でも構いません。

NPO 法人 BRETHREN ブレスレン  
はい。かしこまりました。

議長(菊地会長)

現に事業の許可を得ている団体でも過ぎると失効ですか。念のため。

佐川委員

はい。そうなってしまいますので、ご注意ください。

議長(菊地委員)

他にご質問ございますか。

では質疑を終了とさせていただきます。協議結果につきましては、後日事務局から通知させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、採決に移ります。

今回の更新登録申請書(案)を承認、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員が賛成ですので、申請については、承認いたします。

本日の議題は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

事務局(木村課長)

本日不足いたしました運転免許証の写しについては事務局がかならず確認し対応させていただきます。

最後に、今回の1団体分の更新登録申請書類につきましては、こちらで回収させていただきますので、そのまま置いて帰られますよう、お願いいいたします。

本日はありがとうございました。

以上

議事錄署名人

手塚真一

佐伯正美